

一般社団法人 日本アレルギー学会
学術大会会長選任細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「この法人」という。）学術大会規程第3条の規定に基づき、学術大会会長の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 学術大会会長は、春季臨床大会と秋季学術大会について各1名ずつ選挙により選任する。

(選挙の時期)

第3条 この選挙は、当該学術大会開催の3年前の社員総会で実施する。

(選挙権者)

第4条 この選挙の選挙権者は、社員とする。

(被選挙権者)

第5条 この選挙の被選挙権者は理事及び代議員とし、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) この法人の役員歴保有者、又は5期以上の代議員歴保有者であること
- (2) 春季臨床大会及び秋季学術大会会長に就任した経歴がないこと
- (3) 所属する地区及び専門科が、選任する学術大会前年の会長と同一である場合には原則として候補者となることができない
- (4) この選挙が実施される年度の3月31日に65歳未満であること

(立候補)

第6条 学術大会会長選挙に立候補しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届（氏名、所属する施設名、生年月日）
- (2) この法人の理事2名からの推薦書
- (3) 履歴書・この法人の役員履歴
- (4) 学術大会開催に対する所信（800字程度）

(立候補者の公示)

第7条 理事会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(候補者の推薦)

第8条 立候補届出期間内に立候補者が無い場合には、理事会は第5条の資格を全て満たす者の中から本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。

(選挙方法)

第9条 立候補者は、第3条の社員総会において、選挙に先立ち学術大会開催に対する所信を述べるものとする。

- 2 投票は、同条の社員総会出席者（委任状提出者は含めない）による単記無記名投票とする。

(開票)

第10条 開票は、社員総会議長が指名する社員2名、監事を立会人として社員総会会場隣接の所定の場所で行う。

- 2 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。

(当選者)

第11条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。ただし、有効投票数の過半数を得票した者がいないときは、次項により決定する。

- 2 得票数の上位2名について再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。なお得票数が同数の時は、社員総会議長の抽選により決定する。

(当選者の公示)

第12条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに議長に提出し、議長は社員総会に報告しなければならない。

- 2 学術大会会長選出結果は社員総会議事録に記載し、速やかに会員に公示する。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、学術大会会長の選任について必要な事項は別に定める。

(細則の変更)

第14条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人設立時に社団法人日本アレルギー学会学術大会会長に就任している者は、この法人の学術大会会長に就任するものとする。
- 3 第5条第1号及び第6条第3号にいう役員歴には、日本アレルギー学会役員歴、社団法人日本アレルギー学会役員歴を含むものとする。
- 4 第5条第1号にいう代議員歴には、日本アレルギー学会評議員歴、社団法人日本アレルギー学会代議員歴を含むものとする。
- 5 第5条第2号にいう春季臨床大会及び秋季学術大会会長に就任した経歴には、日本アレルギー学会学術大会会長歴、社団法人日本アレルギー学会学術大会会長歴を含むものとする。